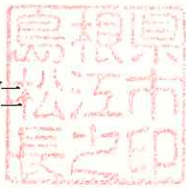


松江市告示 第 326 号

次に掲げる国民健康保険被保険者証については、紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるので無効とし、松江市国民健康保険条例施行規則第 13 条の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



	保険者 番 号	被 保 険 者 記号・番号	無 効 と す る 被 保 険 者 証	被保険者証の 交 付 年 月 日	被保険者証を 無効とする日
1	320010	01－0131296	枝番が 3 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 6 年 8 月 1 日	令和 7 年 6 月 12 日
2	320010	01－5032765	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 6 年 8 月 1 日	令和 7 年 6 月 20 日